

公立大学法人青森県立保健大学学生寮規程

平成 25 年 4 月 1 日  
規 程 第 203 号  
(最終改正 令和 7 年 4 月 1 日)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人青森県立保健大学学生寮（以下「学生寮」という。）の管理運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 学生寮の名称は、次のとおりとする。

青森県立保健大学 あずまし寮

(設置の目的)

第 3 条 学生寮は、本学の教育施設の一つとして、本学の理念や使命によりかなう人材を育成する上で必要とされる教育（コミュニケーション、実習、演習等）の基礎を作るとともに、社会人基礎力の養成を目的とする。

(管理運営責任者)

第 4 条 学生寮の管理運営責任者は、理事長とする。

(協議機関)

第 5 条 学生寮の管理運営上の重要事項に関する協議のため、学長の下に学生寮運営検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

2 検討会は、次の者をもって構成する。

- (1) 健康科学部長
- (2) 学生部長
- (3) 教務学生課長
- (4) その他健康科学部長が必要と認める者

3 本検討会は、健康科学部長が統括する。

(職員等)

第 6 条 学生寮の業務を分掌するため、事務員、学生寮アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）及びレジデントアシスタントを置く。

2 アドバイザー及びレジデントアシスタントに関し必要な事項は、別に定める。

(入寮対象学生及び定員)

第 7 条 学生寮は、1 室 2 名とし、対象学生は、1 年次の学部学生（社会人・学士入学生を除く。）及びレジデントアシスタントとし、入寮定員は、次のとおりとする。

学部男子学生 20 名

学部女子学生 80 名

(入寮願)

第 8 条 学生寮に入寮を希望する者（以下「入寮希望者」とする。）は、入寮願（様式第 1 号）により理事長に願い出るものとする。

(入寮選考及び選考結果通知)

第 9 条 入寮希望者の入寮選考及び入寮許可は、理事長が行う。

2 理事長は、前項の選考結果について、入寮選考結果通知書（様式第 2 号）により入寮希望者に通知するものとする。

(入寮手続)

第 10 条 入寮許可を受けた者（以下「寮生」という。）は、入寮届（様式第 3 号）及び誓約書（様式第 4 号）を指定された入寮手続期間内に、理事長に提出しなければならない。

2 寮生が入寮の手続を怠ったとき、若しくは指定された期日までに入寮しないとき、又は入寮手続において虚偽の申立てをしたことが判明したとき、理事長は、入寮許可を取り消すことができる。

(入寮辞退)

第11条 寮生のうち、入寮を辞退する者は、入寮辞退届(様式第5号)を入寮手続期間内に、理事長に提出しなければならない。

(入寮期間)

第12条 入寮期間は、原則として1年とする。

(寄宿料等)

第13条 寮生及びレジデントアシスタント(以下この条及び次条において「寮生等」という。)は、次に掲げる寄宿料及び共益費(以下「寄宿料等」という。)を納入するものとする。

寄宿料 月額 13,000円

共益費(光熱水費) 月額 実費相当額とし、算定方法については別に定める。

2 前項の寄宿料等は、前期、後期それぞれの期について、各6か月分に相当する額を、前期については当該年度4月末日までに、後期については当該年度10月末日までに、理事長の指定する方法により一括して納入するものとする。

3 前項の寄宿料等の納入に要する諸経費については、寮生等の負担とする。

4 休業又は休学等のため在寮しない場合でも、その期間の寄宿料等は、負担しなければならないものとする。

5 既に納入された寄宿料等は、還付しない。ただし、理事長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(寮室電気料の負担)

第14条 寮生等は、前条第1項に定める寄宿料等のほか、寮室で使用する電気料(以下「寮室電気料」という。)を負担しなければならない。

2 前項の寮室電気料は、同室の寮生等が均等に負担するものとする。

3 寮室電気料の納入期限は、次のとおりとする。

4月、5月及び6月分 7月末日まで

7月、8月及び9月分 10月末日まで

10月、11月及び12月分 1月末日まで

1月、2月及び3月分 4月末日まで

4 前項の寮室電気料の納入に要する諸経費は、寮生等の負担とする。

(遵守事項)

第15条 寮生等は、別に定める「公立大学法人青森県立保健大学学生寮のしおり」に定める事項を遵守しなければならない。

(賠償義務)

第16条 寮生等は、その責めに帰すべき事由により、設備等を滅失し、又は損傷したときは、その旨を理事長に報告し、その指示に従って、当該設備等を原状に回復し、又は当該滅失若しくは損傷によって生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償の額は、その都度理事長が定める。

(学生寮の運営)

第17条 学生寮の運営は、この規程によるほか、別に定める学生寮自治会規約に基づいて行うものとする。

(懇談の開催)

第18条 検討会は、学生寮の管理運営を円滑にするため、学生寮自治会と随時懇談を開催するものとする。

(退寮手続)

第19条 寮生等は、退寮しようとするときは、退寮届(様式第6号)を理事長に提出し、許可を受けなければならない。

2 退寮に際しては、寮室、設備等について、管理運営責任者の指定する職員の点検を受け、その指示に従うものとする。

(退寮処分)

第20条 理事長は、次の各号の一に該当する者に退寮を命ずることがある。

- (1) 寮の風紀又は秩序を乱し、団体生活に適しないと認められる者
- (2) 保健衛生上、他の寮生に悪影響を及ぼす者
- (3) 寄宿料等を所定の期間内に納入せず、催告してもなお納入を怠る者
- (4) 入寮の実態がなく、所在の確認が取れなくなった者

(事務)

第21条 学生寮の管理運営に関する事務は、教務学生課において処理する。

(補則)

第22条 この規程に定めるもののほか、学生寮の管理運営に関して必要な事項は、検討会の議を経て理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。